

毎週火・金曜日発行



# 秋田県公報

## 目 次

告示

- 生活保護法による指定医療機関の事業の廃止(三四〇・福祉政策課)……………1
- 生活保護法による医療機関の指定(三四一・福祉政策課)……………1

公告

- 土地改良区の役員等の退任及び就任の届出(山本地域振興局農林部)……………5
- 土地改良区の役員等の退任及び就任の届出(仙北地域振興局農林部)……………4
- 保安林の指定の解除(三四六・由利地域振興局農林部)……………4
- 道路の供用開始(三四七・道路課)……………4
- 建築基準法による道路位置の指定(三四八・鹿角地域振興局建設部)……………4
- 対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限のための公聴会(三四五・自然保護課)……………4
- 環境整備課……………3
- 県外産業廃棄物の搬入に係る協議等の状況の公表(三四四・環境整備課)……………2
- 生活保護法による指定介護機関の事業の廃止(三四三・福祉政策課)……………2
- 生活保護法による指定介護機関の事業の廃止(三四二・福祉政策課)……………2

## 告 示

秋田県告示第三百四十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。

平成十九年六月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 土地改良区の役員等の退任及び就任の届出(秋田地域振興局農林部)……………5
- 農営土地改良事業の換地処分(秋田地域振興局農林部)……………5
- 土地改良区の役員等の届出(仙北地域振興局農林部)……………5
- 秋田県教育委員会人事情報管理システムの借入に係る企画提案書の提出(教育庁総務課)……………5

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃止年月日
大曲調剤薬局	株式会社アミック 代表取締役	大仙市大曲上栄町六番六号	平成十九年四月三十日
工藤歯科医院	工藤 正利	由利本荘市裏尾崎町十	平成十九年四月三十日

秋田県告示第三百四十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり

指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。

平成十九年六月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
本荘整形外科	医療法人YAMAZEN 理事長	由利本荘市花畑町二丁目三十二番地一	整形外科、リハビリテーション科、リウマチ科、外科	平成十九年六月一日
藤丸歯科クリニック	藤丸 聡	由利本荘市中堅町十八一	歯科、小児歯科	平成十九年五月十六日
医療法人瑞雲会 工藤歯科医院	医療法人瑞雲会 理事長	由利本荘市裏尾崎町十番二	歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科	平成十九年五月一日
本荘駅前調剤薬局	有限会社サワハタ企画 代表取締役	由利本荘市花畑町二丁目三十二番三	調剤薬局	平成十九年五月十八日
ネクサス薬局 湯沢店	ネクサス株式会社 代表取締役	湯沢市字中野百八十五	調剤薬局	平成十九年六月一日

秋田県告示第三百四十二号  
 生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二  
 第一項の規定により、介護扶助のための介護を担当させる機関を

次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基  
 づき、告示する。  
 平成十九年六月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
のしろ眼科クリニック	医療法人NML 理事長	能代市若松町三番八号	居宅療養管理指導	平成十九年五月二十九日
秋田県南部老人福祉総合エリア 指定居宅介護支援事業所	社会福祉法人秋田県社会福祉事業団 理事長	横手市大森町字菅生田二百四十五番地三十四	居宅介護支援事業	平成十九年四月一日
秋田県南部老人福祉総合エリア 指定訪問介護事業所	社会福祉法人秋田県社会福祉事業団 理事長	横手市大森町字菅生田二百四十五番地三十四	訪問介護 介護予防訪問介護	平成十九年四月一日
特別養護老人ホームサン・サル ピア	社会福祉法人県南ふくし会 理事長	大仙市角間川町字元道巻九十七番地	介護予防短期入所生活介護	平成十九年四月一日
ナイスデイ大曲	社会福祉法人県南ふくし会 理事長	大仙市角間川町字元道巻九十七番地	介護予防通所介護	平成十九年四月一日
デイサービスふるさと通所介護 事業所	デイサービスふるさと株式会社 代 表取締役	仙北市田沢湖角館東前郷字杉林百七十二番地一	通所介護 介護予防通所介護	平成十九年六月一日
訪問介護センターひまわり	株式会社フィール・ライフ 代表取 締役	大館市御成町二丁目四番二十八号	訪問介護 介護予防訪問介護	平成十九年五月二十四日
ショートステイウォームハート	社会福祉法人ウォームハート 理事 長	大仙市刈和野字愛宕町十七番地一	介護予防短期入所生活介護	平成十九年四月一日
デイサービスセンターハートフ ル刈和野	社会福祉法人ウォームハート 理事 長	大仙市刈和野字愛宕町十七番地一	介護予防通所介護	平成十九年四月一日
ホームヘルプセンター蕉風苑	社会福祉法人象潟健成会 理事長	にかほ市象潟町大砂川字下橋二十番地三	介護予防訪問介護	平成十九年二月一日
デイサービスセンター蕉風苑	社会福祉法人象潟健成会 理事長	にかほ市象潟町大砂川字下橋二十番地三	介護予防通所介護	平成十九年六月一日
ショートケアセンター蕉風苑	社会福祉法人象潟健成会 理事長	にかほ市象潟町大砂川字下橋二十番地三	介護予防短期入所生活介護	平成十九年六月一日
デイサービスセンター台歓	社会福祉法人象潟健成会 理事長	にかほ市象潟町字家ノ後三十六番地一	介護予防通所介護	平成十九年六月一日

秋田県告示第三百四十三号  
 生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二  
 第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のと

おり指定介護機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五  
 十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。  
 平成十九年六月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	廃止年月日
-----	-----------	-------	---------	-------

大曲調剤薬局

株式会社アミック 代表取締役

大仙市大曲上栄町六番六号

居宅療養管理指導

平成十九年四月三十日

秋田県告示第三百四十四号

秋田県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例  
 (平成十四年秋田県条例第七十五号) 第十条の規定により、平成十八年における県外産業廃棄物の搬入に係る協議等の状況を次のとおり公表する。

平成十九年六月二十九日  
 秋田県知事 寺田典城

一 県外産業廃棄物の搬入に係る協議件数 四百二件(うち、内容の変更を伴う協議件数 八十六件)  
 二 県外産業廃棄物の搬入に係る協定の締結件数

三 県外産業廃棄物の搬入状況の報告件数 四百二件  
 四 県外産業廃棄物の搬入量の概要

県外産業廃棄物の種類	搬入量(トン)			
	最終処分	中間処理	再生利用	合計
燃え殻	一〇一	四五五	〇	五五六
汚泥	一一、三九九	七、三七四	二三九	一九、〇二二
廃油	〇	二七、六二四	一、四八七	二九、一一一
廃酸	〇	八、四八七	〇	八、四八七
廃アルカリ	〇	一七、七八四	〇	一七、七八四
廃プラスチック類	八、七五二	一七、二四二	二九、八七五	五五、八六九
紙くず	〇	二、八〇九	〇	二、八〇九
木くず	〇	一、九四四	〇	一、九四四
繊維くず	〇	一一二	〇	一一二
動植物性残さ	〇	一八	〇	一八
金属くず	〇	一五八	一三六	二九四
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	〇	一〇、四〇二	九三五	一一、三三七
鉱さい	八	九一三	〇	九二一

がれき類		〇	一〇五	〇	一〇五
ばいじん		三三三	七五	一、四八五	一、五九三
混合物（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず及びがれき類を含む。）		二二、七九一	二七、二五二	〇	四〇、〇四三
合 計		三三三、〇八四	一二二、七六四	三四、一五七	一九〇、〇〇五

五 環境保全協力金の納入額  
四千二百七十六万二千五百円

六 環境保全協力金の使途  
産業廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進のための事業や研究、適正処理の促進に関する施策の実施に要する経費に充てた。

秋田県告示第三百四十五号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十二条第六項において準用する同法第七条第四項の

規定により、次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（昭和五十四年秋田県規則第二十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。  
平成十九年六月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 日時 平成十九年七月二十四日午前十時三十分  
二 場所 秋田市山王四丁目一番二号 秋田地方総合庁舎 生活環境文化部 会議室  
三 案件 キジ及びヤマドリ捕獲禁止期間の設定について

秋田県告示第三百四十六号

公聴会開催に関する問い合わせ先  
秋田市山王四丁目一番二号 生活環境文化部自然保護課（一八―八六〇―一六一三）

秋田県告示第三百四十八号  
建築基準法（昭和二十五年法律第二〇一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定に基づき、公告する。  
平成十九年六月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

森 林 の 所 在 場 所	全 面 積	保安林面積	保安林解除面積見込み	指定の目的	解除の理由
由利本荘市	台帳見込み（平方メートル） 五六、八六〇	見込み（ヘクタール） 五・四一八六	面積見込み（ヘクタール） 〇・一六三五	なだれ防止	道路用地とするため
郡 市 町 村					
大 字					
山 内					
松倉沢					
一六の一					

（関係図面は、省略し、農林水産部森林整備課及び由利地域振興局農林部並びに由利本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第三百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
平成十九年六月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間

県 道 線	秋田岩見船岡	秋田市太平山谷字野田三二九番地先から河辺三内字繁沢一五六番地先まで
-------	--------	-----------------------------------

二 供用開始の期日 平成十九年六月二十九日  
三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
（一）場所 建設交通部道路課  
（二）期間 平成十九年六月二十九日から同年七月十二日まで

秋田県告示第三百四十八号  
建築基準法（昭和二十五年法律第二〇一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定に基づき、公告する。  
平成十九年六月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

申請者の住所及び氏名 鹿角市十和田毛馬内字古下夕四十番地三 鎌 田 秀 男	道路の位置の指定箇所 鹿角市十和田岡田字下モ谷地七十番三の内、 七十番五、七十番六、七十番三地先、十和田 毛馬内字押出七十四番二地先	道路の延長 二十五・九五メートル	道路の幅員 四〇・五・九七メートル	指定年月日 平成十九年六月二十二日
---	---	---------------------	----------------------	----------------------

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、二ツ井町富根土地改良区から次のとおり役員の変更の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十九年六月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 退任理事の住所及び氏名  
能代市二ツ井町飛根字羽立八十九番地

駒形字家後六十二番地一

工藤 誠一  
工藤 義勝

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、南秋田郡五城目土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十九年六月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 退任理事の住所及び氏名  
南秋田郡五城目町馬場目字小野台百十番地

字門前二十番地

石井 敏雄  
石井 稔

字蓬内台五十番地

宮城 正人

字帝釈寺四十五番地

草皆 隆悦

字寺庭恵二番地

内藤 實

二 就任理事の住所及び氏名  
南秋田郡五城目町馬場目字小野台百十番地

字門前二十番地

石井 敏雄

字寺庭二十番地

石井 稔

字中屋敷八番地

田仲 康男

字蓬内台五十番地

宮城 正人

三 退任理事の住所及び氏名  
南秋田郡五城目町馬場目字帝釈寺百八十四番地

石井 久光

四 南秋田郡五城目町馬場目字帝釈寺三十七番地  
就任理事の住所及び氏名  
石井 新市

南秋田郡五城目町馬場目字中村八十四番地  
佐藤与志美

字蓬内台十八番地十  
宮城吉太郎

平成十九年六月二十一日県営土地改良事業（種沢地区全工区は場整備事業）の換地処分をしたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第十項の規定において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十九年六月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大仙市協和土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十九年六月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

退任理事の住所及び氏名  
大仙市協和中淀川字白岩百四十九番地

佐藤 博英

秋田県教育委員会人事情報管理システムの借入に係る企画提案書の提出を求めるので、次のとおり公告する。

平成十九年六月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 企画提案書の提出を求める事項  
借入物品の名称及び数量

(一) 秋田県教育委員会人事情報管理システム 一式

(二) 借入物品の仕様等

(三) 別に定める企画提案競技実施要綱等による

(四) 契約期間  
平成十九年九月上旬（契約締結日）から平成二十六年三月三十一日

(五) 借入物品の設置期限

平成二十一年一月三十一日

(五) 借入物品の設置場所  
別途指定する場所

二 企画提案書を提出する者に必要な資格  
企画提案書を提出することができる者は、次に掲げるすべての要件を満たす者で、企画提案書を提出することができる者に必要な資格（以下「参加資格」という。）を有すると秋田県知事に認定されたものとする。

(一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

(二) 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く）でないこと。

(三) 秋田県税及び社会保険料に滞納がない者であること。

(四) 過去五年以内に国又は地方公共団体から本業務と同種の業務の元請けとして受託実績（借入物品形態以外の業務システムの構築業務も含む。）があること。但し、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率二十パーセント以上のものに限るものとする。

(五) 本業務を遂行するために必要な受託体制（業務経験を有する専任技術者配置等）を講じることができる者であること。

(六) 秋田県内に本社、支社又は営業所等を有する者であること。

(七) 次に掲げるすべての要件を満たす法人（以下「地元企業」という。）と共同企業体を構成できる者であること。（但し、自らが地元企業に該当する場合は除く。）

(1) 秋田県内に本社があり、かつ、主たる営業拠点を県内に有している者

(2) 秋田県内の営業拠点において、県内に住所を有する従業員雇用比率が過半以上の者

(六) 前記(七)の共同企業体を構成する地元企業と他の法人は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条に規定する親会社及び子会

社または同一の親会社を持つ会社関係に相当するものでないこと

(ウ) 本公告の物品を第三者をもって貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸し付けできる能力を有するとともに、第三者をもって貸付けできる能力を有することを証明できる者であること。

三 参加資格の認定の手續

(一) 参加資格の認定申請

企画提案書を提出しようとする者は、次により知事に参加資格確認申請を行い、参加資格の認定を受けなければならない。

(1) 提出書類及び提出部数

次に掲げる事項を記載した提案参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)一部

ア 住所又は所在地、氏名又は名称法人その他の団体にあつては代表者の氏名並びに電話番号等(企業連合体での共同提案については、責任社を明確にし、提案社名を連名で記載するとともに、その事実を証明する協定書等の写しを添付すること。)

イ 申請の日における資本状況及び従業員数等

ウ 過去五年以内に、同種業務システムの構築業務を受託し、かつ、これらを誠実に履行した実績(国及び地方公共団体を対象とするものに限る。)の内容等

エ 受託組織体制、本業務に従事させることができる技術者の資格及び経験等

オ 本公告の物品を自ら又は第三者をもって貸し付けできる能力を有することの証明等

(2) 提出方法

持参又は郵送すること。

(3) 提出期間

平成十九年六月二十九日(金) から七月十三日(金)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(以下「休日」という。))を除く。)の午前九時から午後五時まで(郵送による場合は、簡易書留郵便によることとし、同日午後五時まで)とする。なお、提出後における申請書の追加及び変更は認めない。

(4) 提出場所

郵便番号〇一〇一八五八〇 秋田市山王三丁目一番一号  
秋田県庁第二庁舎七階  
秋田県教育庁総務課 電話〇一八八六〇一五二二二

(一) 参加資格の認定の時期  
平成十九年七月下旬

(二) 参加資格の認定の結果の通知

(三) 参加資格の認定の結果は、書面により申請者に通知する。参加資格の認定を受けられなかった者に対する理由の説明

(四) 提出資格の認定を受けられなかった者は、その理由について知事に説明を求めることができる。この場合において、説明を求めようとする者は、(三)による通知を受けた日から七日以内に、説明を求めめる旨を記載した書面を(一)の(4)の場所に提出しなければならない。

(2) 説明を求めた者に対しては、(1)の書面の提出があった日から七日以内に書面により回答する。

四 企画提案書の提出手續

(一) 提出書類

次に掲げる事項を記載した企画提案書(A四判縦長用紙、横書き、左とじ)十部(正本一部・副本九部)

(1) 業務全体の理解度に関すること

(2) 業務システム実現に必要な要件に関すること

(3) 業務履行に必要の要件に関すること

(4) 提案者に求める必要の要件に関すること

(5) 借入及び運営に要する経費に関すること

(二) 提出方法

持参し、又は郵送すること。

(三) 提出期間

平成十九年七月二十三日(月) から同年八月十七日(金)まで(休日を除く。)の午前九時から午後五時まで(郵送による場合は、簡易書留郵便によることとし、同日午後五時まで)とする。なお、提出後における提案書の追加及び変更は認めない。

(四) 提出場所

三の(一)の(4)に同じ

五 最優秀提案者の選定等

(一) 選定に関し審査する事項  
企画提案書を提出した者のうち最も優れた提案を行ったと認められるものを選定する際に審査する事項は、次のとおりとする。

(1) 業務全体の理解度に関すること

(2) 業務システム実現に必要な要件に関すること

(3) 業務履行に必要の要件に関すること

(4) 提案者に求める必要の要件に関すること

(5) 借入及び運営に要する経費に関すること

(一) 選定方法

企画提案書を対象として審査を行い、最も優れた提案を行った提案者を決定する。

(二) 選定の時期

選定は、平成十九年九月七日(金)までに行う。

(三) 選定結果の通知

選定結果については、書面により速やかに通知する。

(四) 選定されなかった提案者に対する理由の説明

(五) 選定されなかった提案者は、その理由について知事に説明を求めることができる。この場合において、説明を求めようとする者は、(四)による通知を受けた日から七日以内に、説明を求めめる旨を記載した書面を三の(一)の(4)の場所に提出しなければならない。

(2) 説明を求めた提案者に対しては、(1)の書面の提出があった日から七日以内に書面により回答する。

六 公告業務に関する説明書の交付期間及び交付場所

(一) 説明書の交付期間

平成十九年六月二十九日(金) から同年七月十三日(金)まで(休日を除く。)の午前九時から午後五時まで

(二) 交付場所

三の(一)の(4)に同じ

七 参加資格及び現場説明会

参加資格の認定手續に係る説明会は実施しない。現場説明会は、以下の日時で実施する。

(一) 日時

平成十九年七月十一日(水) 午前十時三十分から

(二) 場所

秋田県庁本庁舎七階七十一会議室

(三) その他

(一) この公告に係る手續において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(二) 提出された企画提案書は、返却しない。

(三) 企画提案書の提出に係る一切の費用については、提案者の負担とする。

(四) 最優秀提案者の選定に際して、提案者に対して企画提案書の内容について説明を求めることがある。

(五) 借入物品の仕様等の説明資料の交付にあつては、機密情報保持誓約書の提出を求める。

(六) 問い合わせ先

秋田県教育庁総務課 電話〇一八八六〇一五二二二

九 概要

Summary

- (1) Subject matter  
Proposals for the leased computer system of  
Akita Prefectural Board of Education Staff  
information management
- (2) Deadline for the submission of proposals  
5:00 pm. 17th August, 2007
- (3) Contact information  
General Affairs Division, Akita Prefectural  
Board of Education 3-1-1 Sanno, Akita City,  
Akita Prefecture 010-8580, Japan TEL 018-  
860-5122

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号  
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社松原印刷社  
電話 082-8766 FAX 082-0005  
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄